



鳥取県公報

平成17年11月1日(火)
第7734号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (814) (西部総合事務所県民局)	1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (815) (森林保全課)	2
	境港管理組合の建設工事等の入札・契約の適正執行を図るための調査審議に係る事務の 受託 (816) (管理課)	2
教委告示	平成18年度鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科生徒募集要項 (21) (障害児教育室)	3
	平成18年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項 (22) (＃)	10
	平成18年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項 (23) (＃)	11

告 示

鳥取県告示第814号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成17年12月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年11月1日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日
平成17年10月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人やまつみスポーツクラブ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
廣江 正
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市久米町253 - 1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、スポーツの啓発普及、競技者指導者及びボランティアなどの育成、生涯スポーツの推進、スポーツ施設の管理運営などの事業を行い、以てスポーツの振興及び子供の健全育成、ひいて

は活気あふれる健康な地域創造に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

目的、特定非営利活動の種類、役員に関する事項、事業年度等

鳥取県告示第815号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町関金宿字瀬戸池谷2143、2144の1から2144の3まで、字東平池谷2146の1から2146の3まで、2147の1、2147の2、2148の1から2148の5まで、2149の1、2149の2、2150の1、2151の1から2151の3まで、2152の1、2152の2、2153の1、2154の1、2154の2、2154の4、2154の6、2155の1、2155の2、字西平池谷2218の1、2218の2、2219、2220の1、2220の2、2221の1から2221の7まで、2221の14から2221の16まで、2223の1から2223の3まで、2224の1から2224の10まで、2226の1から2226の8まで、2226の10から2226の17まで、字大石谷2227から2230まで、2231の1、2231の2、2232の1から2232の4まで、字ラコギ谷2233、2234、字小松尾2389の1から2389の4まで、2389の21から2389の37まで、2390の1、2390の2、字大松尾2391、2392、字本谷2393の1から2393の3まで、2393の6、2394の1、字上割2395の1から2395の3まで、2395の7、2396の1から2396の3まで、2397の1、2397の3、2397の4、2398の1から2398の3まで、2398の5、2398の7、2399の1から2399の5まで、2400の1から2400の3まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、関金町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第816号

次の規約により境港管理組合の建設工事等の入札・契約の適正執行を図るための調査審議に係る事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年11月1日

境港管理組合と鳥取県との間の建設工事等の入札・契約の適正執行を図るための調査審議に係る事務の委託に関する規約

(事務委託の範囲)

第1条 境港管理組合(以下「甲」という。)は、自らが発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務であって鳥取県内において施行されたもの(鳥取県及び島根県にまたがるものを含む。以下「建設工事等」という。)の入札及び契約に関する透明性及び公正性を確保し、その適正な執行を図るため、次に掲げる事項に係る調査審議に関する事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(1) 建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。

(2) 建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況に関すること。

(経費の負担)

第2条 委託事務の執行に要する経費は、乙が支払うものとする。ただし、当該経費に係る費用の負担については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第3条 乙は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要があると認めるとき、又は、甲からの申出があった場合において必要があると認めるときは、連絡会議を開くものとする。

(雑則)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成17年11月1日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第21号

平成18年度鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科の生徒募集を、次の要項により実施する。

平成17年11月1日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成18年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 募集学科及び募集生徒数

募 集 学 科		募集生徒数
高等部	普通科(単一障害学級及び重複障害学級)	定数は設けない。
	保健理療科	8人
専攻科	理療科	10人

2 出願資格を有する者

(1) 高等部

普通科の単一障害学級及び保健理療科にあつては視覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあつては視覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成18年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 専攻科

視覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成18年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長（以下「鳥取盲学校長」という。）に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身（在学）学校長を経由することを要しない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書並びに専攻科にあっては、当該学校の卒業又は卒業見込み証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成18年2月21日（火）から同月23日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、平成18年2月23日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

鳥取県立鳥取盲学校（以下「鳥取盲学校」という。）

(5) その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者）に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成18年3月7日（火）午前9時から午後4時30分まで（午前8時30分までに集合すること。）

(2) 場所

鳥取盲学校

(3) 学力検査実施教科等

ア 高等部

普通科	単一障害学級志願者	国語、社会、数学、理科及び英語
	重複障害学級志願者	諸検査

保健医療科 国語、社会及び適性検査

イ 専攻科 国語、理科、数学、英語及び適性検査（盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、申出により数学又は英語のいずれかを保健医療に代えることができる。）

(4) その他

ア 筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

イ 学力検査等終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成18年3月15日（水）正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）

学校長に通知する。

7 再募集の実施

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科（高等部保健医療科及び専攻科医療科に限る。）については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願手続

3の(1)に同じ。

(2) 出願期間

平成18年3月20日(月)から同月22日(水)までとする。ただし、郵送による場合は、平成18年3月22日(水)までの消印があるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

(4) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成18年3月23日(木)午前9時から午後4時30分まで(午前8時30分までに集合すること。)

イ 場所

5の(2)に同じ。

ウ 学力検査実施教科等

5の(3)に同じ。

エ その他

5の(4)に同じ。

(5) 合格者の発表

平成18年3月27日(月)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

8 その他

(1) 高等部普通科の入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取盲学校長が特に認めるときは、別に学力検査等を実施する。

(2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

(3) 入学志願書等の用紙は、平成18年1月13日(金)から鳥取盲学校において交付する。

(4) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取盲学校(〒680-0151 鳥取市国府町宮下1265 電話 0857-23-5441、ファクシミリ0857-23-5442)に問い合わせること。

平成18年度鳥取県立鳥取聾学校^{ろう}高等部生徒募集要項

1 募集学科

普通科(単一障害学級及び重複障害学級)、産業工芸科及び生活デザイン科

2 出願資格を有する者

普通科の単一障害学級並びに産業工芸科及び生活デザイン科にあっては聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあっては聴覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成18年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。）に提出しなければならない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及びオーディオグラム（測定したものがなければ、鳥取県立鳥取聾学校（以下「鳥取聾学校」という。）で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成18年2月21日（火）から同月23日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、平成18年2月23日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

鳥取聾学校

(5) その他

鳥取聾学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成18年3月7日（火）午前10時から午後3時まで（午前9時30分までに集合すること。）

(2) 場所

鳥取聾学校

(3) 学力検査実施教科等

普 通 科	単一障害学級志願者	国語、数学及び英語
	重複障害学級志願者	諸検査

産 業 工 芸 科 国語、数学及び英語

生活デザイン科 国語、数学及び英語

(4) その他

学力検査等終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成18年3月15日（水）正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

7 その他

(1) 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取聾学校長が特に認めるときは、別に学力検査等を実施する。

(2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(3) 入学志願書等の用紙は、平成18年1月13日（金）から鳥取聾学校において交付する。

(4) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校（〒680 - 0151 鳥取市国府町宮下1261 電話 0857 - 23 - 2031、ファクシミリ0857 - 27 - 8606）に問い合わせること。

平成18年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校

鳥取県立白兔養護学校（以下「白兔養護学校」という。）普通科（単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級）

鳥取県立米子養護学校（以下「米子養護学校」という。）普通科（単一障害学級及び重複障害学級）

鳥取県立倉吉養護学校（以下「倉吉養護学校」という。）普通科（単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級）

鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）普通科（単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級）

鳥取県立鳥取養護学校（以下「鳥取養護学校」という。）普通科（単一障害学級及び重複障害学級）

2 出願資格を有する者

(1) 白兔養護学校及び米子養護学校（ただし、米子養護学校には訪問学級は設けない。）

単一障害学級にあつては知的障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障害学級にあつては知的障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

訪問学級にあつては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成18年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 倉吉養護学校

単一障害学級にあつては知的障害又は肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当する者とする。

重複障害学級にあつては知的障害又は肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあつては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で(1)のア又はイに該当するものとする。

(3) 皆生養護学校

単一障害学級にあつては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあつては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあつては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で(1)のア又はイに該当するものとする。

(4) 鳥取養護学校

単一障害学級にあつては肢体不自由又は病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当する者とする。

重複障害学級にあつては肢体不自由又は病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能な者に限る。

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して志願する養護学校の長に提出しなければならない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書（鳥取養護学校にあつては、医師の診断書）を添えて志願する養護学校の長に提出するものとする。

る。

(2) 出願期間

平成18年2月21日(火)から同月23日(木)までとする。ただし、郵送による場合は、平成18年2月23日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

各養護学校

(5) その他

各養護学校の長は、入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

(1) 白兔養護学校及び米子養護学校にあっては、調査書等の審査及び面接の結果により行う。

(2) 倉吉養護学校にあっては、調査書等の審査、諸検査及び面接の結果により行う。

(3) 皆生養護学校の単一障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査又は観察及び面接の結果により行い、訪問学級にあっては調査書等の審査及び面接の結果により行う。

(4) 鳥取養護学校の単一障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあっては調査書等の審査及び面接の結果により行う。

5 学力検査、面接等の日程等

(1) 白兔養護学校

ア 日時

平成18年3月7日(火)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)。ただし、訪問学級の志願者に対しては、別途養護学校の長が通知する時間とする。

イ 場所

白兔養護学校。ただし、訪問学級の志願者に対しては、別途養護学校の長が通知する場所とする。

(2) 米子養護学校

ア 日時

平成18年3月7日(火)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)

イ 場所

米子養護学校

(3) 倉吉養護学校

ア 日時

平成18年3月7日(火)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)。ただし、訪問学級の志願者に対しては、別途養護学校の長が通知する時間とする。

イ 場所

倉吉養護学校。ただし、訪問学級の志願者に対しては、別途養護学校の長が通知する場所とする。

ウ 諸検査及び面接

別途養護学校の長が通知する方法により実施する。

(4) 皆生養護学校

ア 学力検査(単一障害学級及び重複障害学級の志願者に対してのみ実施)

(ア) 日時

平成18年3月7日(火)午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)

(イ) 場所

皆生養護学校

(ウ) 学力検査実施教科等

単一障害学級 国語及び数学

重複障害学級 国語及び数学又は観察

イ 面接 (志願者全員に対して実施)

(ア) 日時

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあつては学力検査等終了後、訪問学級の志願者にあつては別途養護学校の長が通知する日時とする。

(イ) 場所

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあつては皆生養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあつては別途養護学校の長が通知する場所とする。

(5) 鳥取養護学校

ア 学力検査 (単一障害学級の志願者に対してのみ実施)

(ア) 日時

平成18年3月7日 (火) 午前9時20分から午後2時まで (午前9時までに集合すること。)

(イ) 場所

鳥取養護学校

(ウ) 学力検査実施教科

国語、数学及び英語

イ 面接 (志願者全員に対して実施)

(ア) 日時

単一障害学級の志願者にあつては学力検査終了後、重複障害学級の志願者にあつては午前10時から正午まで (午前9時40分までに集合すること。) とする。

(イ) 場所

鳥取養護学校

6 合格者の発表

各養護学校において平成18年3月15日 (水) 正午に発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身 (在学) 学校長に通知する。

7 その他

(1) 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、各養護学校長が特に認めるときは、別に学力検査等を実施する。

(2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各養護学校の長が定める。

(3) 入学志願書等の用紙は、各養護学校において次の日から交付する。

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成18年1月20日 (金)

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成18年1月13日 (金)

(4) 生徒の募集に関する説明会を各養護学校において次の日時に開催する。

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成18年1月20日 (金) 午前10時から

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成18年1月13日 (金) 午後1時30分から

(5) 生徒の募集に関し不明なことは、次に問い合わせること。

白兔養護学校 (〒689 - 0201 鳥取市伏野1550 - 1 電話 0857 - 59 - 0585、ファクシミリ 0857 - 59 -

1237)

倉吉養護学校 (〒682 - 0836 倉吉市長坂新町1231 電話 0858 - 28 - 3500、ファクシミリ 0858 - 28 - 1144)

米子養護学校 (〒689 - 3543 米子市蚊屋343 電話 0859 - 27 - 3411、ファクシミリ 0859 - 27 - 3420)

皆生養護学校 (〒683 - 0004 米子市上福原七丁目13 - 4 電話 0859 - 22 - 6571、ファクシミリ 0859 - 38 - 3485)

鳥取養護学校 (〒680 - 0901 鳥取市江津260 電話 0857 - 26 - 3601、ファクシミリ 0857 - 27 - 3207)

鳥取県教育委員会告示第22号

平成18年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児の募集を、次の要項により実施する。

平成17年11月1日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成18年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児

鳥取県立鳥取聾学校 (以下「鳥取聾学校」という。) 及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校 (以下「ひまわり分校」という。) 幼稚部

平成12年4月2日から平成13年4月1日までに出生した幼児 (以下「5歳児」という。) (単一障害学級及び重複障害学級)

平成13年4月2日から平成14年4月1日までに出生した幼児 (以下「4歳児」という。) (単一障害学級及び重複障害学級)

平成14年4月2日から平成15年4月1日までに出生した幼児 (以下「3歳児」という。) (単一障害学級及び重複障害学級)

2 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、単一障害学級にあっては聴覚障害の程度が学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) 第22条の3の表に規定する程度のものとし、重複障害学級にあっては聴覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するものとする。

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム (測定したものがなければ、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。) を添えて鳥取県立鳥取聾学校長 (以下「鳥取聾学校長」という。) に提出しなければならない (郵送による場合は、返信用封筒 (あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。) を同封すること。)

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成18年1月23日 (月) から同月27日 (金) までとする。ただし、郵送による場合は、平成18年1月27日 (金) までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成18年2月16日(木) 午前9時30分から午前11時30分まで

(2) 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) 内容

ア 幼児との面接

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成18年2月21日(火) 正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、平成18年1月13日(金)から鳥取聾学校又はひまわり分校において交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校(〒680-0151 鳥取市国府町宮下1261 電話 0857-23-2031、ファクシミリ 0857-27-8606)又はひまわり分校(〒683-0004 米子市上福原七丁目13-2 電話 0859-23-2810、ファクシミリ 0859-23-2813)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第23号

平成18年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児の募集を、次の要項により実施する。

平成17年11月1日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成18年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児

平成12年4月2日から平成13年4月1日までに出生した幼児(以下「5歳児」という。)(単一障害学級及び重複障害学級)

平成13年4月2日から平成14年4月1日までに出生した幼児(以下「4歳児」という。)(単一障害学級及び重複障害学級)

2 出願資格を有する者

4歳児又は5歳児で、単一障害学級にあっては肢体不自由の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のものとし、重複障害学級にあっては肢体不自由の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するものとする。

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書を鳥取県立皆生養護学校長(以下「皆生養護学校長」という。)に提出しなければならない(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成18年2月21日(火)から同月23日(木)までとする。ただし、郵送による場合は、平成18年2月23日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）

(3) その他

皆生養護学校長は、(1)の入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成18年3月7日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所 皆生養護学校

(3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成18年3月15日(水)正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、平成18年1月13日(金)から皆生養護学校において交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、皆生養護学校(〒683-0004 米子市上福原七丁目13-4 電話0859-22-6571、ファクシミリ0859-38-3485)に問い合わせること。